

## 筑紫保健福祉環境事務所精神障がい者社会復帰促進事業実施要領

### 1 目的

本事業は、医療、福祉、行政等の精神障がい者支援に係る関係機関が連携して精神障がい者やその家族に支援を行うことで、精神障がい者が地域で安心して生活できることを目的とする。

### 2 実施主体

福岡県筑紫保健福祉環境事務所（健康増進課精神保健係）

### 3 精神障がい者地域支援関係機関会議の設置等

(1) 筑紫保健福祉環境事務所（健康増進課精神保健係）は精神障がい者の地域生活の支援を円滑に行うため、精神障がい者地域支援関係機関会議（以下、「会議」とする。）を設置し、会議の事務を担当する。

(2) 会議は、管内の精神科病院、協力施設（事業所）、市町等で構成するものとし、協議の内容により構成員を変更できるものとする。

(3) 会議では以下の事項について協議を行うものとする。

ア 精神障がい者の地域生活の支援に関する事項

イ 精神障がい者の地域生活の支援体制に関する事項

ウ その他本事業の実施にあたって必要な事項

(4) その他

会議は、筑紫地区地域自立支援協議会との連携に努める。

### 4 社会復帰促進に関する業務

事業を実施する筑紫保健福祉環境事務所は、地域における社会資源の現状を把握し、情報収集に努め、関係機関との連携を密にしながら、対象者が円滑に地域で生活できるよう支援を行うものとする。

### 5 その他

会議の構成員は、業務を行うにあたって、対象者の人格を尊重してこれを行うとともに、対象者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 6 補則

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の準備会として別紙のとおりとする。

附 則 この要領は、平成28年10月17日から施行する。

附 則 この要領は、令和元年6月13日から施行する。

附 則 この要領は、令和4年7月21日から施行する。

## 6 補則

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の準備会

### (1) 目的

平成29年に新たな政策理念として「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」が示された。精神障がい者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、市町村などの基礎自治体が協議の場を設け、基盤整備を行うよう提言された。

本会では、「協議の場に向けた準備会」として、地域の現状及び課題を明らかにし、地域アセスメントを行う。また、今後の協議の場の在り方について検討するための支援を行うことを目的とする。

### (2) 実施主体

福岡県筑紫保健福祉環境事務所（健康増進課精神保健係）

### (3) 実施方法

会議内容によって、次回の開催日や出席者を定める。

### (4) 出席者

管内5市と保健所の行政機関の職員とし、必要に応じて出席者の変更を行う場合がある。

### (5) 検討内容等

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に係る事項

- ・地域の現状把握
- ・課題の抽出と整理
- ・地域アセスメント
- ・協議の場のあり方等

### (6) 期限

令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間とする。